

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成22年7月7日(水)

開会 9時30分

閉会 11時55分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下譲委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室 岩間知之 教育改革室副室長 梅澤裕 教育改革室主幹 辻成尚

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 宮路正弘

高校教育室指導主事 長谷川敦子

高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室指導主事 天野智裕

小中学校教育室長 西口晶子 小中学校教育室副室長 鈴木憲

小中学校教育室指導主事 松島功城 小中学校教育室指導主事 下敏朗

社会教育・スポーツ分野

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室指導主事 嶋田和彦

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第23号 平成23年度三重県立高等学校入学定員について	原案可決
議案第24号 平成23年度三重県立高等学校の学科の改編等について	原案可決

## 6 報告題件名

件名
報告1 平成23年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について
報告2 平成22年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について
報告3 第60回三重県高等学校総合体育大会の結果について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成22年6月23日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

## ・議事録署名人の指名

清水委員を指名し、指名を了承する。

## ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 23 号、議案第 24 号及び報告 1 が意思形成過程のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 2、報告 3 の後、非公開の議案第 24 号、議案第 23 号、報告 1 を審議する順とすることを確認する。

## ・審議内容

### 報告 2 平成 22 年度第 2 回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（小中学校教育室長説明）

平成 22 年度第 2 回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 7 月 7 日提出。三重県教育委員会事務局、小中学校教育室長。

先月 6 月 22 日に開催しました、第 2 回三重県教科用図書選定審議会の結果について報告させていただきます。今年度は、来年度から小学校で使用する教科書の採択の年にあたっています。県教育委員会は、法律の定めにより、市町教育委員会が行う採択に関する事務について、適切な指導、助言、又は援助を行うこととなっています。そのため、第 1 回の三重県教科用図書選定審議会で承認された 51 名の調査員が、本年、5 月 12 日から 5 月 31 日までの期間において、種目別にすべての教科書の調査研究を行いました。その結果をまとめたものが、お手元の「平成 23 年度使用小学校用教科書選定に関する参考資料」、この黄色い冊子です。第 2 回の審議会では、この参考資料についての審議を行うとともに、採択地区で今後、採択の手続きを進めるうえでの課題等について情報交換を行いました。

では、お手元の資料の 1 ページをご覧ください。黄色の冊子ではない方の資料です。この資料は第 2 回の教科用図書選定審議会の概要です。1 の開会、2 のあいさつに続きまして、3 として平成 23 年度から使用する小学校用教科書の全体的な傾向について、事務局から説明をしました。主な特徴として、5 点について説明させていただきました。まず、1 点目、指導内容の充実が図られたことにより、各教科書で教科書のページ数が増加していること。すべての教科書の総ページ数で見ると、現行の教科書と比べまして、6,066 ページ増加をしていました。

次に、2 点目です。スピーチ、討論、実験の考察など、各教科で話し合い活動の場面が設定されており、言語活動の充実が図られていました。

3 点目、日常生活に関連する内容等を課題に設定し、児童が意欲的に学習に取り組むことができるように、各教科で工夫がされていました。

4 点目、複数学年にわたり学習内容を重複させたり、資料などを巻末にまとめたりすることにより、児童が繰り返し学習を行い、基礎的・基本的な知識などを身につけることができるように工夫がされていました。

最後に、神話や古典、民謡や和楽器などを取り上げ、我が国の伝統や文化を大切にする内容の充実が図られていました。

事務局からの説明の後に教科書を閲覧していただきました。審議を活性化し、実りのある審議会とするために、現在、使用している教科書と、来年度から使用する新しい教科書の両方を会場に展示し、比較して閲覧できるようにしました。閲覧中は、各委員からの質問に対し、随時、事務局の指導主事が説明を行いました。

次に、4 の審議ですが、審議に入る前に、教科書の調査研究結果の概要について、種目別に教科書の特徴を事務局の指導主事から報告しました。発表ではプロジェクターを用いて、教科書の該当箇所を提示しながら説明し、少しでも分かりやすい報告となるように工夫しました。

ここで、今からその一例として、国語について調査研究結果の概要を報告させていただきます。お手元の黄色い冊子の 1 ページからをご覧ください。同時に、向かって左側のスクリーンに教科書等を提示させていただきますので、両方を見ていただけたらと思います。では、よろしく願いいたします。

国語の調査結果についてご報告いたします。国語科については、学習指導要領において、「国語を適切に表現し、正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め、国語を尊重する態度を育てる」という目標が示されています。この目標や言語活動の充実、伝統的な言語文化に関する指導の充実などの学習指導要領改訂のポイントを踏まえ、参考資料の 1 ページの観点、着眼点に基づき、5 種類の教科書について調査研究を行いました。これらの観点、着眼点のうち、1 点目は、観点 2 「内容の選択及び扱い」の ( 1 ) 題材の選択と扱いは適切であるかという点。2 点目は、観点 5 「創意工夫」の ( 1 ) 国語科の目標とする能力や態度を育成する上に、適切な創意工夫が認

められるかという点における教科書の特徴に絞ってお話させていただきます。

まず、1点目の「題材の選択と扱いは適切であるか」について説明させていただきます。スクリーンに教科書を写しますので、ご覧ください。この3年の教科書では、説明的な文章について、児童が興味関心を持って学習できるよう、身近な事象から福祉、環境など幅広い内容を取り上げ、知る喜び、考える楽しさを味わいながら、科学的・論理的なものの見方や考え方ができるように配慮され、実生活や他教科等の学習にもいかすことができ、読解力も身に付くように工夫されていました。

また、この5年の教科書では、文学的な文章について、「ことば・こころ・いのち」をはぐくむことをねらいとし、心温まる名作や創作童話など、相手を思いやる心や豊かな人間性を育てるのに適した作品が選ばれて、読書活動との関連も考慮されています。

さらに、この2年の教科書では、言葉の特徴やきまり、文字に関する事項について、豊かな言語感覚を養い、国語に対する関心を深めたり、日本ならではの四季を感じたりできるような配慮がなされ、児童が楽しみながら主体的に学習できるように工夫されています。

次に、2点目の「国語科の目標とする能力や態度を育成する上に、適切な創意工夫が認められるか」についてですが、この6年の教科書では、「コミュニケーション」という演習型の教材がそれぞれの学年に設定されており、児童がロールプレイなどの具体的な活動を体験する中で、言葉を通して人と関わり合うことの大切さを実感として学んでいけるような内容となっています。

この4年の教科書では、それぞれの単元の冒頭に「学習のとびら」が置かれ、単元のめあてや学習内容がイメージできるようになっています。また、教材の終わりには「学習のてびき」が設けられ、児童が自主的・自発的学習を進められるような内容となっています。

この他、伝統的な言語文化に関する指導として、低学年においては「いなばの白うさぎ」や、「ヤマタノオロチ」などの神話が取り上げられています。いなばの白うさぎは、5冊中4社、やまたのおろちは、5冊中2社が取り上げています。中学年においては、故事成語やことわざなどが取り上げられています。この教科書では「漁夫の利」を例に出し、「矛盾」や「五十歩百歩」「推敲」などの意味を、辞典を使って調べるようにしています。

高学年においては、古文や漢文などの古典教材の充実が図られています。この教科書では、「声に出して読もう」と題して、「竹取物語」や「枕草子」、「平家物語」などが取り上げられています。

また、この教科書では、「日本のことのは 漢文を読んでみよう」と題して、「論語」や「十七条の憲法」の一節を取り上げ掲載しています。

さらに、読書に関する指導や図書館の利用促進についての記述が増えたことも、今回の改訂の特徴と言えます。

以上、いくつかの着眼点についてご報告させていただきましたが、調査研究結果の詳細については、お手元の参考資料の2ページから11ページをご覧ください。以上で、国語の報告を終わらせていただきます。

## 【質疑】

竹下委員

今の国語の教科書は何年生対象ですか。高学年は何年生ですか。

小中学校教育室長

高学年というのは5年生と6年生を指しています。

竹下委員

5年生と6年生で枕草子や竹取物語を両方習うのですか。5年生及び6年生で習うのですか。それとも、5年生で習うのですか、6年生で習うのですか。

小中学校教育室長

今、出させていただいたのは5年生です。

竹下委員

もし時間がなければいいのですが、「創意工夫」のところ、アーチ橋が事例に挙がっていましたが、少し意味が分からないというか、どのような創意工夫をするのだらうと思うのですが。少し朗読できませんか。そんな時間はないですか。

小中学校教育室長

学習の手引きというのがありまして、読ませていただいてよろしいですか。「アーチ橋の進歩には、大きく2つのことが書かれています。35ページ1行目から36ページ6行目まで、36ページ7行目から39ページ5行目まで、それぞれのまとまりごとに内容を読み取り、それを表す小見出しをつけましょう。そして、小見出しを発表し、どんな小見出しがよいか話し合しましょう。2、36ページ9行目から39ページ5行目までを読んで、次の3つの橋の長所や短所をノートにまとめてみましょう。」

竹下委員

それよりも、元々の原文を読んでもらうほうが分かりよいのですが。36 ページから、一部でいいので読んでください。

小中学校教育室長

今のところから読ませていただきます。「最初に橋が考え出されたときには、丸太や細長い石をそのまま両岸に渡していました。これは1枚の板目紙をそのまま渡した実験と同じで、橋を簡単に作ることができます。しかし、この方法では長い橋は架けられないうえに、重いものを通せないという欠点があります。そこで、石を加工してアーチの形に組んで橋を架ける方法が考え出されました。」

竹下委員

これは何年生ですか。

小中学校教育室長

4年生です。

竹下委員

4年生で分かるのですか。アーチがというか、今の文章が分かるかどうかですが。その文章が分かれば、これはなかなかいいなと思いますが。こういう文章が4年生で分かりますか。分かるものなんですか。

小中学校教育室長

この程度は大丈夫です。

竹下委員

この程度は大丈夫ですか。

小中学校教育室長

ただ今は国語科の発表でしたが、同じようにすべの種目で、その特徴について今のような形で報告をさせていただきます。その後、審議に入らせていただきました。その審議の概要については、黄色い冊子ではない方の資料に書いてあります。参考資料についての各委員からのご意見、ご質問としては、例えば、算数科で、1「取扱い内容」と、2「内容の選択及び扱いの具体的な内容」とがどう関連していくのかというご質問とか、表現上の整合性はとれているのかというような、この参考資料についての具体的な質問が出されました。

それから、地図帳を見せた際は、地図帳には県名が赤字で書かれているのですが、赤字だけではなくて、その周りが黒で縁取りされているという工夫が見られ、色の判別が難しい児童への配慮も十分なされているというような意見も委員の皆様からいただきました。

更には、保健の教科書には、子どもたちが抱えるストレスや飲酒、薬害、新型インフルエンザなどのことが示されていることについて説明をして欲しいというようなご意見が出されたりしました。これらの質問について、それぞれ資料をお示しさせていただきながら回答をさせていただきました。参考資料の修正にかかわる指摘もありまして、修正案の承認については会長に一任され、参考資料、お手元の黄色い冊子は承認をしていただきました。

また、2点目の審議事項、各採択地区において採択事務を進めていくうえでの諸課題、今後の採択に向けての要望等についての審議の概要は、お手元の資料2ページの裏の中段ほどにあります。(3)に書かせていただいておりますが、日本文教出版の社会の教科書は2種類ありますが、表記の面でどのように区別するのか混乱しませんかというようなご質問が出されました。これは、旧大阪書籍の著作権譲渡に伴って、日本文教出版から2種類の社会の教科書が出されているということから起こっています。しかし、教科書の名称は「小学社会」と「小学生の社会」と異なるので、名称を元に慎重に判断をしていただきたいと思いますという回答をしました。これについては、お手元の黄色い冊子の最初から2ページ目に一覧表がつけてありますが、この中の黒丸が日本文教出版から2種類出ていることを表しています。これについての質問が出されて、このように回答をさせていただきました。

参考資料については、会長から修正案の承認を受けたものを印刷製本しまして、6月30日付で各市町教育委員会及び採択地区協議会等へ送付をしました。本年度については、この第2回をもって審議会を終了する予定としています。

先ほど申しました6,066ページ増えたということは、前回と比べますと、24.2%の増加ということになります。ただ、種目によって、例えば理数は3割近く増加していますし、他の種目では2割少々というものもありますが、全体からすると、24.2%ということです。

委員長

これは24%増えたというのは、消化できる範囲内ですか。

小中学校教育室長

消化できる分量かどうかというご質問ですが、時数が増えたということが一つあります。理数を中心に授業時数が増加をしました。それから、今まで発展的な内容として載せていた部分については、教科書を充実しています。分量については前回、丹保委員からご質問をいただきましたが、分量というのを外した時点で、

教科書を充実していくということが重点になっており、十分こなしていけると思います。

竹下委員

1冊平均何ページぐらいですか。

小中学校教育室長

1冊平均何ページぐらいかというご質問ですが、1冊ではなくて、国語とか書写とか社会といった種目ごとの平均でいきますと、大体551ページぐらいの増加になっています。ただ、算数でいきますと、現行と比べ、2,096ページ増加しているような状況です。教科によって様々なばらつきがあります。

竹下委員

その種目というのは、教科書全部の合計ですか。

小中学校教育室長

そうです。算数なら算数の教科書全部の合計です。

竹下委員

算数の候補になっている教科書全部ですか。

小中学校教育室長

はい、そうです。

竹下委員

大体子どもたちが使う本というのはどのぐらいの分厚さなのかということを知りたいのですが。そのいくつかある中の1冊について、200ページとか300ページと言ってもらえばいいのですが、6,000何ページなんて言われてもね。

小中学校教育室長

例えば、国語ですと、6年生の教科書になりますがこれくらいになります。

竹下委員

上下に分かれているんですか。これが2冊あるわけですね。

小中学校教育室長

分かれていない教科書もあります。1冊の場合はこれくらい厚くなります。

竹下委員

この参考資料はどのように使うんですか。これを実際に教科書を選ぶ人たちに渡すわけですね。

小中学校教育室長

参考資料の取扱いについてご質問をいただきましたが、これは採択の権限を持っている市町教育委員会の採択協議会に、実際に採択をしていただくときの参考資料としてお使いいただくということで、配付させていただきました。

竹下委員

これはそのときに参考資料になるのでしょうか。皆さんが教科書を選ぶ委員、選ぶ人になった場合、これを見て教科書を選ぶことができるのでしょうか。これは横に置いておき、改めて教科書を見て選ぶのではないかと思うのですが。本当に参考資料になるのかな。

小中学校教育室長

それが参考資料になるのかというご質問ですが、それぞれの採択協議会では、また採択協議会の中で調査員というのを置いていますので、その調査員が実際に細かく調査研究をするときの参考資料ということになっています。

竹下委員

参考資料に本当になっていますか。私が教科書を選ぶとしたら、これを見てもさっぱり分からない。これは横に置いて、別に自分でやるのではないかと思います。そうではないですか。現実の姿ですよ。

小中学校教育室長

現実の姿というご質問ですが、市町教育委員会の方からは、この冊子を一刻も早く手元に欲しいという要望が、いつも大変多くあり、今回も6月30日に配付させていただいたところです。

研修分野総括室長

委員長、私は市の教育委員会で3年間、仕事をしていました。その際に教科書選定の作業もありました。市の教育委員会にありましても、同じように採択協議会を開催しまして、調査員が調査をし、今、委員がおっしゃるように、市の教育委員会も同じように教科書を見て採択の作業を進めています。それで、その参考資料が1日も早く欲しいというのは、やはり県がどういう観点で見ているかといった、別の観点からの意見を確認しながら採択を検討するというので、その冊子を非常にあてにしているということです。

竹下委員

それこそ教科書ごとに、この教科書はこうだというように書いてあるのならば、現実的に効果があると分かりますが。これは非常に抽象的だし、本当に無駄な作業をしているのではないかという気もします。どう

为什么呢。その辺が非常に大きな懸念です。どのように参考になるのか、実際にその担当をやっている人たちの話を聞いてみたいですが。県はこんなことをやっているが、意味が分からなかったら自分たちで選ぼうということになっているのではないかという気がします。

丹保委員

今回の学習指導要領で、言語活動というのが非常に重視されているのですが、思考力についても重視されていますね。思考力については、全体的にどのような工夫があると考えられますか。それが1つと、もう1つ、学習指導要領の変更と、それから、教科書の採択については、実際に教科書を扱う教員に対しては、どのように指導等を徹底しているのかということです。この2つのことをお話ししていただければと思います。

小中学校教育室長

ただ今、丹保委員からご指摘いただきました思考力についてですが、教科書の中の随所に、課題だけを与えて、考えましょうというような場面がたくさんちりばめられていますので、随分その点も配慮された教科書作成になっています。それが1点目です。

それから、2点目ですが、教科書の使用についてのご質問ですが、教科書の使用については、法令で教材として使用するものという決まりがありますので、これは当然使っていただくものであるということをご指導しています。

丹保委員

そうではなくて、指導要領が変わったということと、それから、各教育委員会がどういう趣旨でそういう教科書を選んだのかということ、教員自身にどのように伝えて、どのように徹底しているのかということです。教える側がやはり大事ですからね。これは県教育委員会がやるべきところと、各市町がやるべきところといういろいろあると思いますが、その辺はどうなっているのかということです。

小中学校教育室長

採択協議会が、最終的に市町教育委員会が決定するものになるものを作るわけですが、実は教科書展示というのがこの期間にずっと回っているの、新しい教科書を教員は見ることができます。そして、その場に意見箱を置くなど、意見を述べることもできるようになっています。そういうことも含めながら、協議会ではいろいろなことを勘案して採択をしていくように、指導・助言をしています。その決まった教科書について、それを選んだ趣旨を、教員に対してどのような形でうまく伝えるかについては、市町教育委員会のいろいろな場での説明になっていくかと思っています。

丹保委員

そうすると、具体的にどのようにやっているかというのは、確認はしていないわけですか。今の教科書採択のところと、質問をする相手が誰なのかということがよく分からないのですが。そのあたりをよくご存じの方がお答えしていただければいいわけですが。

委員長

今は教員からは何か苦情とか、そういったものは出ていないのですか。

小中学校教育室長

はい、現場の声につきましては、直接こちらに届いているということはありません。

副教育長

学校で授業研究というのを公開で実施しています。新しい教科書を採択した後、内容についてはこういう展開があるということや、あるいは効果的な指導方法について情報共有をしているということです。国語科であれば国語科研究会という団体がありますから、教科書が変わった場合はそういう所で、教材の扱い方とか、効果的な指導方法についての情報共有、あるいは教え方についての学び合いというのを実施しているということです。恒常的に何かをしているということではないのですが。理念とか、採択協議会で教科書を選定した趣旨などは、各学校へ下りてくるわけです。各学校では先生方が教科書を見て、これはどうやって教えていこうかという話をし、試行的に授業を行う中で、私はこういうやり方をしているということをお互いが批評、批判し合う授業研究をしていく。学校の日常というのはそういう感じかなと思います。システム的に、ではいつの時期にこうやってしていきましょうというのではなく、ある程度、教科書を使いこなしてからでないか、そういう改善点も見つからないのではないかと思います。だから、理念というのはこういうもの、例えば、4の上とか、6の上という光村だったら光村の教科書で、この部分はこういう特徴があるということは、先生方は分かるわけですから、それに沿って授業は行っていくけれども、途中で、自分たちで効果的な指導を工夫していくということになっていくのかと思っています。

丹保委員

いろいろな考え方があって、先生方が自由に解釈するという考え方と、一定の考え方を共有するという考え方と両方あるんですね。例えば、神話の問題についてもいろいろな考え方がありますので、それに対してどういうふうに考えているのかとか、そういう問題というのは人によってかなり違うのではないかという気

がするんです。そのような問題について、現場ではどのように考えるのかなということも知りたいところですが。

副教育長

神話については、学習指導要領の趣旨に目標等がありますから、当然そこを押さえるということになります。考え方は違うとはいいいながらも、教科書として採択されたら、それをどうやって効果的に教えるかということが教員に課せられたところなんです。検定済教科書ですから、当然そこを飛ばすとか、そういうことはしないのではないかと思います。だからそのときに、お互いの教員同士、国語の授業だったらどうやって展開していくのか、導入はどうするのか、あるいは他教科との関係はどうするのか、そういったことについての議論を、教員仲間ですべていこうということになってくると思います。

丹保委員

ありがとうございました。

委員長

よろしいですね。

竹下委員

もう一度念押しですが、教科書採択のときに各先生の意見は聞かないのですね。調査員だけですね。

教える場合に、この教科書よりはこの教科書の方が教えやすいというのが教員には分かるわけでしょう。そういうのがピンと来るでしょうから、私はその教科書がいいと思うとか、この教科書はこういう点で教えやすいといった先生の意見の方が、この参考資料よりはずっといい意見になるのではないかなと思うんですが。これは教えやすい、これは教えにくいというような意見を聞いているのかどうか。

小中学校教育室長

教員の意見を聞いているのかどうかというご質問ですが、各採択協議会において実際に採択を決定するまでの間に、先ほども申しましたように、採択協議会の調査員が調査をするときに教科書をしっかり見ます。それから、その段階の途中でも先生方が、先ほど申しましたように、巡回展示されている教科書を実際に見て、意見を書いたりすることができます。

竹下委員

こういう中身の分析ではなくて、そういう意見がまとまったようなものはあるんですか。教科書の中はこうだとかいうことをまとめてあるものは、こういう参考資料を見るよりは、意見を見る方が、すぐ分かりますよね。教科書に対して、これは非常に教えやすいとか、これは説明はいいけれども教えにくいとか、混乱を招くとか、そういう先生の意見をまとめたようなものはないんですか。

小中学校教育室長

まず、調査員には教員も入っています。それから、そういう意見を参考にして調査をしています。

竹下委員

参考にしたときに、こういうものを参考にしたというのをまとめたものはないんですか。

小中学校教育室長

それについては、各採択協議会にあると思います。

竹下委員

協議会もこういう抽象的なことを書くのですか。この教材はここがいいとか。

副教育長

そういうレベルだけではないです。図解が見やすいとか。例えば、調査員には現場の教員が多いということですから、一定の現場の意見が反映されると考えていただいてもいいと思います。ただ、一人の個人の意見があまりにも強すぎると、何か偏った採択になるのではないかと、一方の側で指摘を受けるわけです。現場の声をどれだけ聞いているかということと、一方では、それが恣意的な選択になってないかどうかということの比較衡量をどうやってしていくかということが、教科書採択では一番問題になります。

竹下委員

その意識が強すぎて、結果的に報告書がこういうことになるのではないかと私は思っています。別に恣意的ではなくこういう客観的な分析をしていますということでもまとめた結果、これを読むと意味がさっぱり分からないということになっていると思うんですが。この教科書はおもしろいですよといったことが書いてくれば、私の頭でも理解できると思います。

丹保委員

あまりやってしまうと、我々が決めてしまうことになるんですね。だから、こういう点で考えていいですよという観点だけを示さざるを得ないんですね。

研修分野総括室長

各採択協議会、地区の採択協議会では、最終的にこの教科書と選ばなくてははいけませんので、そこで出てくる結論が、かなり具体的なものになります。ただ、県として示す場合には、この教科書というようにはっ

きりと決めるわけにはいかないんです。あくまでも県としていろいろな観点から見て、こういう点では優れているとか、こういう点では特色があるとか示すしかない。

竹下委員

それはよく分かって話しているのです。あまりにもその意識が強すぎて、私に言わせれば、こういうわけの分からない客観的な分析になっている。それよりは、県として、この教科書はこういう点がおもしろいとか、こちらの教科書はここがおもしろいとか、ここが分かりやすいとかいうような形で書いてくれば、比較は非常にしやすくなっていく。これで比較せよと言っても、本当に比較できるのかと思うのです。これを調べていけば、皆それぞれの中身を書いているだけであって、それならこれを見るよりは、本物を見たほうがいいのではないかという気がします。というのが私の印象ですが。客観的とか恣意性を外すとかいうことを意識しすぎているからおかしくなっていくのであって、それをもう少し単純に示してもいいのではないかと思うのです。

丹保委員

それをやってしまうと、かなりいろいろな問題が起こると思うのです。あちらこちらから。県がある会社の本を選んだとか、そういうことになってくると思います。

竹下委員

この本はここがおもしろいとか、子どもたちにここは多分受けるとかいうことが分かるようにする必要はないですか。子どもたちがかぶりつくものでないといけないのだから。

副教育長

例えば、5社全てに対し同じ観点で、図解がこうだというコメントが書ければいいですが、書けない場合があります。そうすると、そこに差別があるのではないかと、この教科書5冊の特色を全部平等に見ていないのではないかという意見が出てきます。要は、丹保委員も言われたように、小学校1年生の5冊の国語の教科書であれば、その5冊について同じようなコメントを書ければいいわけですが、概ね皆同じようであれば書けないわけですね。だから、この参考資料のように、3の下とか、1の下とかを示し、ここにはこういう特色がありますというように、これで一つひとつの会社ごとにコメントをしている。トータルとしてやっているということ。一つひとつの教科書を見た場合、ここの部分はおもしろいけれど、全体としてどうなのかという場合もありますね。

竹下委員

しかし、これを見て本当に副教育長はピンと来るんですか。自分ならばこれを選ぼうというのは。

副教育長

長野総括とか、西口室長が現場で経験されて、市教委で採択事務もやってみえて、これが役に立っているということですので。

竹下委員

役に立っているということではなくて、待っているというだけでしょう。

副教育長

待っているということは、役に立っているということではないかと思います。形骸化していない、一つの根拠にはなっていると思います。

竹下委員

形骸化していないという根拠になりますか。私は形骸化しているのではないかという気がするから言っているんですが。形骸化しているのであれ何であれ、県の指示を早く欲しい、これはもう自分たちでやるのだからこっちへ置いておきましょう、ということではないかという気がするんです。それよりは自分たちで教科書を読んで、地元の調査員たちが、これはここがいいとか皆で話し合っているのではないですか。

副教育長

それは当然やっています。それはやったうえでのことです。

竹下委員

それをやっているから、それだけではないかということです。これはおそらく時間と経費をかけて無駄になっているのではないかという気がしますから。それと、形式で済ませていますというような感じがします。あまりにも官僚的な表現のような気がするんですが、どうでしょうか。

副教育長

教科書は、ご承知のように今は教員だけで選ぶわけではないんです。清水委員のように保護者の方からの、この本がいいといった意見も聞かなければいけないんです。

竹下委員

だからこそ、なおさら分かるような中身にする必要があると思います。こういう無難な、これはもう無難な表現ばかりで、いくらこれを読んでいても、この本の特色が浮かび上がってこないですし、どこがいいのかということも分からない。



副教育長

しっかり読んでいただくと分かると思うんですが。私はそう思っています。

竹下委員

子どもはしっかり読まないでしょう。

副教育長

例えば、全ての学年の教科書について、このところが特色だとは、多分書けないんですね。その教科書会社の1年生の教科書の中では、これが特色だということは分かると思うんです。例えば、光村とか東書とかありますが、全部書いてあるわけではありません。ということは、書いてあることは特色的なことではないかと判断していただけるのではないかと考えています。東書の1年生の教科書にはこういう特色がありますとレットルを貼っていけば簡単ですが、先ほども言いましたように、それが全部貼れたらいいですが、貼れない場面があるということだけのご理解をいただきたい。

竹下委員

この教科書は貼れないということですか。

副教育長

いや、5社ともにほとんど特色がないことがあるということですよ。

丹保委員

結局、県としてやるのは、あくまでも参考だということですね。主体的に選ぶのは各市町ですから、そのときに、こういう観点とこういう観点はきちんと見ておいたほうがいいというような程度ですね。

竹下委員

それならこんなに細かくなくていいのですが。

丹保委員

ただ、おそらく細かく書いてくれという要求があるのではないかという気がするんです。本当は何も書きたくないのだけれど、要求されるのでいろいろ書かざるを得なくなるというのは、文科省とかからもよく聞く言葉です。同じようなことがひょっとするとあるのではないですか。市町村が待っているというのは、いろいろな観点とか、いろいろなことを書いて欲しいというか、知りたいというか、安心したいというか、そういう点があるのではないかという想像をするのですが。実際、そういうことに当たられた長野さん、いかがですか、そのあたりは。

研修分野総括室長

結局最後は並行して進めています。先ほども申しましたが、県の審議会、調査委員会がやっているものと、ある程度並行して諮問する。それでまた、教員の意見なども吸い上げながら、具体的に最後には決めなければいけませんので、かなり切羽詰まった状態でやっています。その中で大変不安もあります。県からの資料をしっかり読んでいきますと、結構微妙なニュアンスが書いてあるんです。自分たちが選んだものを、きちんと最後に確認作業をするという関係で、安心感でこれを使うということもあります。

委員長

このあいだの定例会のときも、やはり県の役割と市町の役割ということで、県の方の役割についても了解しています。報告2はどうでしょう。

竹下委員

いや、いいのですが、少し無駄遣いではないかなという気がしているんです。若干ね。事業仕分けにあって、これはだめになるのではないかと思います。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

### 報告3 第60回三重県高等学校総合体育大会の結果について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

第60回三重県高等学校総合体育大会の結果について、別紙のとおり報告する。平成22年7月7日提出。三重県教育委員会、スポーツ振興室長。

資料の1ページをご覧ください。第60回三重県高等学校総合体育大会ですが、この大会については、5月24日の定例会において開催の報告をさせていただきました。そこにありますように、5月28日から30日を中心日といたしまして、水泳の競技の6月27日をもってすべての競技が終了したということになります。県内の高校生約15,000人が参加をして実施され、高校生のはつらつとした躍動する姿がそこにはありました。

成績ですが、7の(1)にありますように、学校対抗総合成績というのは、それぞれの競技の種目ごとに

得点化をして、まず、学校対抗という形で競い合うということです。全日制の男子については、四日市工業高等学校が7年連続11回目の優勝ということになります。女子においては、四日市商業高等学校が2年連続13回目の優勝でした。下の段の定時制、通信制ですが、優勝は北星高等学校、2年連続4回目です。女子については、大橋学園高等学校で、3回目の優勝であるということです。

種目別の成績の一覧ですが、次の2ページを見ていただきますと、1位から3位まで、それぞれ入賞した学校について掲載してあります。特に、上段の7番ソフトテニスの男子の三重高等学校においては29年連続、その下の8番卓球の女子の白子高等学校においては16年連続の優勝といった、輝かしい結果も残っています。この優勝をはじめ、入賞した学校については、6月18日から20日まで開催された東海高校総体、水泳競技は7月23日25日でこれから開催されますが、に出場するという事になっています。なお、定通制の方については、9月に東海の大会があるということです。

1ページへ戻っていただきまして、8の表彰式というところです。こういった結果を受けまして、来週7月13日に県庁講堂において表彰式を執り行い、教育委員会からは山口副教育長に出席をいただいて、教育委員会を代表して賞状等の授与をしていただく予定になっています。以上です。

## 【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。

丹保委員

この点数の付け方というのは、どういう付け方なのでしょう。簡単でいいのですが。

スポーツ振興室長

まず、それぞれの競技種目で優勝1位が11点、2位が9点、以下、8位までが2点という方法です。参加をすると1点ということで、例えば、1ページの四日市工業になりますと、そういったものを通算して94.5となっています。

ただ、陸上競技のように個人の種目だけのものもありますので、そういったものについては、例えば、個人で100mに入賞すると8点というようになっています。それぞれそれをトータルした点の多いものから1位2位というようにしています。

丹保委員

そうすると、たくさん参加する学校は有利ですね。それで、小さい学校はおそらく永久に表彰してもらえない。だから、小さい学校だけれどもがんばっているところを少し見てあげるような、何か特別な表彰の仕方があるといいなとチラッと思ったのですが。非常に少ない人数で、それでも点数がある程度ある。その人数分の点数にすると、一番おたくはすごいですよというようなものですね。そうすると、小さい学校もその気になれば、目の前で評価されるわけですね。そうしないと、小さい学校はいつまでたっても表彰されないというようなのがあるので。三重県は特にそういうことに関しては非常によく考えるところですので、そういうことを少し考えていただいて、いいアイデアがあればと思います。私はそれをこうしなさいとは言いませんが、小さい学校が、うちもがんばれば皆から拍手される、校長先生が表彰状をもらえる、そうなるとうれしいのではないかなという気がしたものですから、少し考えていただければいいなと思います。

スポーツ振興室長

この県の高校総体においては、特に優秀な成績を収めたというところを観点にしながら今まで進めていたところもありますので、今、委員にご指摘いただいたようなことについても、一度検討していきたいと思えます。

丹保委員

いいアイデアがあればですね。なければ結構ですよ。

スポーツ振興室長

県の高等学校体育連盟とも連携をしながら、一度そういったところも検討していくようにしたいと思います。

丹保委員

私はこれしか見ていませんが、皆さんはもっと広く見えていますからね。広く見ると、ちょっとまずいということもあるので、私のアイデアはあまり押し付けたくはないのですが。そうしたらいいなという1つのアイデアを出したということです。深く検討していませんので。

委員長

報告3はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

**議案第 24 号 平成 23 年度三重県立高等学校の学科の改編等について（非公開）**

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**議案第 23 号 平成 23 年度三重県立高等学校入学定員について（非公開）**

教育改革室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**報告 1 平成 23 年度三重県立高等学校入学者選抜に関する各高等学校別実施要項について（非公開）**

高校教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。